

議 事 日 程 (平成29年12月 5 日第 1 日)

- 日程第 1 会議録署名者決定
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第 4 議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第 5 議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について
- 日程第 7 議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 日程第 8 議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第11 議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員 (10名)

1 番 西 松 幸 子	2 番 碓 井 昭 夫	3 番 西 松 巖
4 番 安 井 忠	5 番 小 川 文 雄	6 番 大 平 文 雄
7 番 岩 田 讓 治	8 番 古 澤 榮 一	9 番 山 中 美 恵 子
10 番 渡 邊 明 博		

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第 1 項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	建 設 調 整 監 橋 本 典 和

総務課長	坂	優	企画調整課長	大	平	共	美	
会計管理者兼 税務課長	堀	芳	弘	住民環境課長	吉	村	等	
福祉調整監	堀	隆	志	福祉課長	坂	和	由	
建設課長兼 SIC建設推進室長	岡	田	立	産業振興課長	西	松	博	美
生涯学習課長	安	井	孝	行	学校教育課長	河	合	一

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山	田	靖	書	記	定	益	直	子
書	記	馬	渕	佑	司				

(開会時間 午前10時00分)

議 長 おはようございます。

いよいよ師走に入りまして、世間では非常に騒々しくなっております。きょうからちょっと北風が冷たくなってきております。皆さんも年末に向けて体調に御留意していただきまして、この繁忙の1カ月を過ごしていただきたいと思えます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をさせていただきます。

本日の会議録署名者は、3番 西松巖君、4番 安井忠君を指名いたします。

---

議 長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの11日間にすることに決定しました。

---

議 長 町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

また日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

昨年は安八町にとって町の歴史に残る念願の夢のかけ橋であります安八スマ

ートインターチェンジの跨道橋架設工事が5月16日の夜間に行われました。この架設工事以降、町内の小・中学生全員が安八スマートインターチェンジの土台を支えるための大型の発泡スチロールブロックの建設資材に自分たちの将来の夢や希望の寄せ書きをし、将来、安八スマートインターチェンジを利用する際に、自分たちの夢や希望がこの巨大な構造物を支えていることを思い出してもらうことを目的に実施したものであります。

12月に入り、間もなく京都の清水寺では、漢字の日に合わせ、ことしの日本の世相をあらわす漢字一文字が発表されます。この漢字の日とは、平成7年の1995年に日本漢字能力検定協会、通称漢検が、いい字、一字、1212の語呂合わせにちなんで制定されたものであります。毎年、12月12日に発表されます。

私にとって安八町のことしの漢字一文字は、先ほどのスマートインターチェンジの架設工事が行われたということで、「架」であります。現在は、来年3月の供用開始に向けて工事が進められていますが、安八町の来年の漢字は「礎」となるように、スマートインターチェンジを核としたまちづくりを進めていきますので、今後とも議員各位、町民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日御提案させていただきました主な案件ですが、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦に関する人事案件を初め、条例改正並びに平成29年度補正予算など9議案でございます。個々の案件につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第46号につきまして議案を朗読、そして説明をさせていただきます。

きます。

議第46号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町町長。

記といたしまして、住所、安八町牧1817番地。氏名、金森登美子。生年月日、昭和26年12月23日生まれ。

人権擁護委員、現在お願いしております渡邊登喜子さんが、平成29年12月31日をもって任期満了となるため、後任に金森登美子さんを推薦したくお願いするものであります。

金森さんは、昭和49年に大学を卒業後、小・中学校教諭を歴任され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えます。

金森さんの推薦につきまして、よろしくお願いをいたします。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は適任者と認めることに決定いたしました。

---

議 長 日程第4、議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第47号を朗読説明させていただきます。

議第47号 安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例制定について。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、コミュニティバスを2台体制として住民の利便性を図り、また、交通安全対策の一環として運転免許証自主返納者が運転経歴証明書を提示された場合、利用料を無料にするものであります。

1枚はねていただきまして、改正条文です。

安八町コミュニティバス設置条例の一部を改正する条例。

安八町コミュニティバス設置条例（平成15年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

第4条は、車両台数を規定する条文でございます。現行条例ではバスは「1台」と規定しておりますのを、「2台以内」と改めるものでございます。

第5条第1項につきましては、利用料を定める条文で、利用料を無料とする対象に「自動車運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を提示した者」を追加するものでございます。

議案資料の1ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読のほうをよろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第47号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は会期内の民生文教常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議長 日程第5、議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第48号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第48号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。議会の議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成29年12月支給分につきまして、支給割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成30年分について、引き上げます100分の10を、6月、12月それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。

これによりまして、年間の支給率は4.4月となるものでございます。

本文、9ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成29年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第48号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していくことに決定しました。

---

議 長 日程第6、議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題にします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第49号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第49号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の4ページをお開き願います。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係でございます。いずれも右列が改正後となります。

常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成29年分の12月支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分を引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成30年分につきましては、引き上げます100分の10を6月、12月それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。

これにより年間の支給率は4.4月となるものでございます。

本文に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成29年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第49号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は会期内の総務産建常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議長 日程第7、議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第50号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第50号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて安八町職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の給与に関する条例（昭和32年安八町条例第9号）の一部を次のとおり改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお開き願います。

安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしまして、改定率が約0.2%の給料表の改定、そしてボーナスの0.1月分の引き上げが行われました。

お聞きいただいております5ページの第9条の2におきましては、初任給調整手当の改定を行うものでございます。第1号の職員は41万4,300円に、第2号の職員は5万700円とするものでございます。

次に、期末勤勉手当の引き上げを行います。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

0.1月分の引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

18条の6第2項第1号におきまして、一般職員について、12月支給分について0.1月分となる100分の10を引き上げ、一般職は100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）とするものでございます。

第2号では、再任用職員について定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

給料表の改定でございます。

1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定しております。

この後13ページまで、左ページが改正前、右ページが改正後の給料表となります。

本文22ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日としましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第50号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の総務産建常任委員会で審査していくことに決定しました。

---

議 長 日程第8、議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 では、議第51号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第51号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、第7次地方分権一括法の成立による公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、改正条例でございます。

説明は議案資料をもってさせていただきますので、議案資料の15ページをお願いいたします。

条例改正新旧対照表でございまして、左が改正前、右が改正後でございます。

上位法であります公営住宅法施行令と施行規則が一部改正により、条項の削除と新設が行われたため、条ずれが発生しております。

当町の町営住宅管理条例の第12条、第14条の第2項、第38条、第39条中で、上位法該当条の引用をしておりますので、その条ずれを解消するため改正するものでございます。

25ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員

会で審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第9、議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称の変更等について所要の規定の整備を行う協議に当たり、地方自治法第290条の規定に基づき本町議会の議決を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。

以下は改正本文でございます。

お開きいただいております29ページから39ページの第1条から第48条までの改正につきましては、本件規約変更の内容のうち、過去にさかのぼって適用を求める部分でございます。これは過去に本町において議決済みの内容でございますが、これを改めて議決し、総務大臣の許可を求めるため必要な事務手続でございます。

39ページ最下段をお願いいたします。

第49条では、可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解散したことに伴い、同日をもって組合から脱退させるものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

第50条では、第5条で組合の議会の組織を定め、組合議員の定数や各区分におけます人数、選任方法を現在の組合を構成する団体数で定めるものでございます。

第8条から第15条につきましては、地方自治法に倣うなどし、文言の整理を行うものでございます。

続きまして41ページ別表でございますが、本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって組合から脱退するものでございます。現在の組合を構成する団体となります。

附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。ただし、次の表に示されたように、表の左欄に掲げる規定中、中欄の改正規定は、それぞれ当該右の欄に定める日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第10、議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,984万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,783万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

49ページは歳入、50、51ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額62億1,799万4,000円に1億1,984万2,000円を増額し、63億3,783万6,000円とするものでございます。

2枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

下段の補正後、一般単独事業債につきましては、570万を増額し2,010万円、地方道路整備事業債を720万円増額し4,040万円とするものでございます。したがって、地方債の合計といたしまして6億4,840万円とするものでございます。

53ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、54ページをお願いいたします。

54ページ最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額5,986万2,000円につきましては、本補正によります財源調整のため、基金から繰入額を増額するものでございます。

55ページ上段、款、諸収入、項、雑入、目、雑入、補正額130万円につきは、公共用地賃借料を戻し入れに伴いますものでございます。

1枚はねていただきまして、56ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

歳出のうち議会費の節区分1報酬及び総務費以降の節区分2の給料、3、職員手当、4、共済費の人件費関係につきましては、本会議に上程しております安八町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして増額等及び減額をお願いするものでございます。説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

中段、款、総務費、項、総務管理費、目、下段の情報管理費、補正額41万8,000円につきましては、節区分、委託料の業務委託費といたしまして、社会保障・税番号システムにおけますマイナンバー情報の連携といたしまして国民健康保険、児童手当、子ども・子育て支援のシステム改修を行うもので

ございます。国庫支出金の社会保障・税番号制度システム改修補助金を27万8,000円全額充てて行うものでございます。

2枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

最下段でございます。

款、消防費、項、消防費、目の非常備消防費、補正額179万3,000円、節区分、備品購入費の179万3,000円につきましては、消防団第3分団2部の小型動力ポンプが故障をいたしました。当ポンプは、購入後28年経過しております。修理が困難でございます。今回、新たに更新するものでございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

目、災害対策費、補正額60万円につきましては、節区分、備品購入費でございますが、国の委託事業といたしまして採択されたものでございます。結小学校で、PTA、消防団、女性防火クラブ、消防署が連携いたしまして防災訓練を実施するものでございます。その際に必要となります防災備品、AEDや仮設トイレなどを購入するものでございます。こちらの財源といたしましては、国庫支出金の自主防災組織等促進支援事業委託金を活用してまいるのでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 56ページに戻っていただきますが、よろしくをお願いいたします。

56ページの中段の表でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額168万8,000円のうち、コミュニティバス運行経費に係る18万4,000円の補正について御説明申し上げます。

節区分、使用料及び賃借料18万4,000円、コミュニティバス更新に係る車両のリース料の計上でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、57ページの下段の表をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額1,080万円でございます。節区分の扶助費、重度心身障害者の方の入院及び通院件数の増加により不足した分を補うものでございます。特定財源の県支出金540万円は、福祉医療費助成事業補助金で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額4,054万円でございます。

節区分の委託料54万円は、障害者支援システムの改修経費を計上し、特定財源の国庫支出金のうち27万円、こちらについては障害者総合支援事業費補助金で、補助率2分の1でございます。

同じく節区分の扶助費4,000万円につきましては、身体障害者の方に係る給付費用について、利用者数及び利用日数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源のうち国庫支出金2,000万円の内訳として3つ、障害者自立支援給付費負担金691万5,000円、そして障害児施設措置費負担金1,119万円、そして障害者医療費国庫負担金189万5,000円で、3つともいずれも補助率は2分の1でございます。また、県支出金1,000万円につきましては、障害者自立支援給付費負担金で、補助率は4分の1でございます。

続いて1枚はねていただきまして、58ページをお願いいたします。

目、介護保険費、補正額114万6,000円でございます。節区分の負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、介護保険システム改修経費として、安八郡広域連合へ負担するものでございます。特定財源の国庫支出金76万4,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、補助率は3分の2でございます。

続きまして、目、後期高齢者医療費、補正額15万4,000円、節区分の繰出金につきましては、平成29年度保険基盤安定負担金の額の確定に伴う不足分を補うため、特別会計へ繰り出すものでございます。特定財源の県支出金11万5,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で、負担率は4分の3でございます。

続きまして中段、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額14万6,000円でございます。節区分の委託料は、子ども・子育て支援システムの改修経費を計上し、特定財源の国庫支出金14万6,000円はシステム改修費補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

続いて、目、児童措置費、補正額3万5,000円でございます。こちらは、児童手当経費でございます。節区分の償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度精算により生じた返還金を支出するものでございます。特定財減はございません。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 それでは、歳出で説明をさせていただきます。

59ページの中段をお願いいたします。

項の農業費から説明いたします。

目の農業振興費、補正額は、事業の水田農業構造改革対策事業、補正増額12万8,000円、事業の農業振興推進対策事業、補正額21万7,000円、事業の営農組織支援推進事業、補正増額315万4,000円、計349万9,000円です。特定財源は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金246万2,000円、経営所得安定対策事務費補助金12万8,000円、清流を守る環境保全型農業総合支援事業補助金21万7,000円、農業経営力向上支援事業補助金20万円です。計で300万7,000円でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、補助金は経営所得安定対策事務費補助金12万8,000円の増、対象事業の増によるものです。清流を守る環境保全型農業総合支援事業補助金21万7,000円、GAP導入の新規事業によるものでございます。補助する組織は、むすぶ農園でございます。

元気な農業産地構造改革支援事業補助金295万4,000円の増、機械導入補助対象事業の増によるものです。補助する組織は、クリーンファーム・まきでございます。

農業経営力向上支援事業補助金20万円です。営農設立の新規事業によるものでございます。補助する組織は、仮称の杵ノ戸の集落営農でございます。

議長 建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 引き続き議案書59ページの中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額1,300万円でございます。財源内訳は、特定財源、県支出金520万円、こちらは県単事業補助金でございます。地方債570万円、土木債でございます。残り一般財源となります。全て工事請負費で、緊急修繕が必要となりました樋門改修工事3基を県単事業として採択を受けましたので、その工事費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、60ページのほうをお願いいたします。

中段でございますが、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額3,500万円でございます。財源内訳は、特定財源、地方債720万円、土木債でございます。と残り一般財源でございます。主なものとしたし

まして、節区分15の工事請負費800万円でございますが、中工専区域内におきまして新規企業進出がありまして、道路の舗装工事が必要となるため補正をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、59ページ最下段をお願いいたします。

款項、商工費、目、商工業振興費、補正額960万円。節区分19負担金、補助及び交付金につきましては、企業立地促進事業としまして工場等設置奨励金交付金でございます。奨励金の額が確定をしましたので、補正をお願いするものでございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第5号）につきまして、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第53号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第54号の朗読説明をさせていただきます。

議第54号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,034万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出になります。いずれも補正前の額1億6,019万3,000円。補正額15万4,000円。計としまして、補正後1億6,034万7,000円でございます。

1枚はねていただきまして、64ページ、65ページでございます。

64ページが歳入の内訳で、歳入としまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、保険基盤安定繰入金、補正額15万4,000円。保険基盤安定の繰入金として一般会計から繰り入れます。

下のページ、65ページでございます。

歳出内訳でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額15万4,000円、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金15万4,000円でございます。基盤安定負担金として一般会計から繰り入れ、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第54号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定します。

お諮りします。

各委員会の審査のため、12月6日から12月14日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月14日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、12月15日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりく

ださい。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、11時10分から議会改革特別委員会を開催しますので、よろしく  
お願いいたします。御苦勞さんでございました。

(散会時間 午前10時55分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月5日

議 長            大 平 文 雄

議 員            西 松     巖

議 員            安 井     忠

